

## 議長

農業委員、現在数14名、出席14名、よって会議は成立いたしました。

これより令和5年度 第2回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第6番 森田委員さん、第7番 梅田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきましてご報告いたします。

5月11日 青梅市農業経営者クラブ役員会に加藤会長に出席いただきました。5月15日 東京都都市農政推進協議会 第56回総会、南新宿ビルにて加藤会長に出席いただきました。5月18日 そさい振興会総会が霞共益会館で行われ、加藤会長に出席をいただきました。本日5月25日夕方ですが、西東京農協の青壮年部の通常総会が開催され、加藤会長に出席いただく予定です。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件を上程いたします。

それでは整理番号1番について、八木委員の説明をお願いします。

## 委員

議席番号3番 八木です。

整理番号1番について説明をします。

5月17日 事務局2名、本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

## 委員

ここは一団の畑で、地番には、梅、ニラが植えられていました。地番には、ヤマイモ、エダマメ、カボチャ等が植えられていました。梅の木の下には草がありましたがフキがありますので、それが終われば草刈りをするとのことで、きれいに管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2番について、野村委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号4番 野村です。

整理番号2番について説明します。

5月16日 事務局2名、本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここは梅の木畑で22本の梅の木が植えられ、その間に少量ですがヤマイモ、タマネギ、トマト、エンドウ、フキ等が栽培されていました。問題なく管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号3番について、森田委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号6番 森田です。

整理番号3番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここは自宅前の畑で、ジャガイモ、チンゲン菜、ネギ、イチゴ、ソラマメ、ブロッコリー、スナップエンドウ、タマネギ、キウイが3本植えてありました。適正に管理されていると思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4番について、鈴木信義委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

推進委員 鈴木です。

整理番号4番について説明します。

5月18日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この筆は自宅の前にあり、一団の畑と温室をやっていました。温室では野菜苗や、花が栽培されていました。畑の北側には、ビワ、イチジク、キウイフルーツ等の果樹が栽培されていました。東側には、ジャガイモが栽培されており、中央部には温室の野菜苗が植え付けておりました。西側の空いているところは耕耘されていて、今後アケビという野菜を栽培予定だそうです。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」3件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の                      さんから譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、ジャガイモ、なすを栽培する計画であり、該当地は高野さんが元々口約束で借りていた農地で、管

## 事務局

理状況としては今までと変化ないとのことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、5月16日に川口委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の                      さんから、譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

こちらは現況が山林の様相となっておりますが、農振農用地のため、非農地判断が難しく、譲受人の                      さんがご自身で開墾し農地に戻し野菜を育てる計画となっております。

なお、現地調査でございますが、5月17日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号3番

こちらは、譲渡人の                      さんおよび                      さん から、譲受人の                      さん への 売買契約 でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

## 事務局

前回は延期されましたが、彩の榊が農地所有適格法人の要件を満たしておりませんが、今回、再度適格法人の要件を満たしました。

詳細は議案第2号参考資料を御覧ください。こちらは5月17日により提出のあったもので、以前は、役員の中では、さんとさんの二人のみが150日以上に従事日数を満たし議決権を保有していましたが、今回さんのお兄さんで取締役でもある、さんが新たに議決権を保有し、従事日数も150日以上満たしていることがかくにんできたため、適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙3》の調査書を御覧ください。

本案件について、榊を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、4月18日に川鍋委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川口委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号9番 川口です。

整理番号1番について説明します。

5月16日 事務局2名、申請人母親、不動産の方と現地調査を行いました。

畑は草がありましたが手を加えれば畑になるような状態です。問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員 高山です。

整理番号2番について説明します。

5月17日 事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

現況は面積の6～7割が杉の木の林となっておりますが、直径で30センチ程度の樹木となっております。本人は半分くらいの面積までは伐採して畑にし、野菜を栽培したいということでした。現況は農振農用地ですので、地目変更は難しいだろうということです。今後、地域計画策定が控えていると思いますが、その段階では農用地の保全の内、そこを適宜用の臨時化等で位置づけする必要があるのではないかとことを思いました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号3番について、川鍋委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号2番 川鍋です。

整理番号3番について説明します。

4月18日 事務局2名、本人立会いの下、現地調査を行いました。

こちらは4筆ですが、一団の畑になっていまして、以前から持ち主が作物を作成したり、ミカンの苗を植えたりしていたのですが、ミカンは冬を越せないということで、何回か全滅しているところなのですが、現在は草が生えておりまして基本的に年に2回耕耘していたのですが、かなり広い敷地で榎の栽培と周りにユーカリでも植えたいという話を聞いております。常時畑化してもらえるのならいい話ではないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 質疑1 影山委員

新しく農業法人、株式で入ってくる方がいると思いますが、その確認はどのようにしているのでしょうか。

## 事務局

毎年、適格法人の報告書をご提出いただいております。株式の所有状況や、全部履歴事項証明書、役員の方、株の状況などを確認しております。

## 議長

他に御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」5件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

それでは議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を御説明致します。議案の3ページを御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

議案第3号

整理番号1番

《議案参照。読み上げ》



## 事務局

利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙1》の調書を御覧ください。

### ◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に《議案第3号 別紙2》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和5年6月10日から令和8年6月9日までの3年間。

## 事務局

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、申請地においては、露地野菜を行う予定になっております。

次に、整理番号2番

《議案参照。読み上げ》

本案件も、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましても、《議案第3号 別紙1》の調書を御覧ください。

次に、《議案第3号 別紙3》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、契約期間は令和5年6月10日から令和8年6月9日までの3年となっております。

また、申請地においては、露地野菜を行う予定になっております。

次に、整理番号3番

《議案参照。読み上げ》

本案件も、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましても、《議案第3号 別紙1》の調書を御覧ください。

次に、《議案第3号 別紙4》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、契約期間は令和5年6月10日から令和8年6月9日までの3年となっております。

こちらの申請地も、露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、整理番号1～3番は一団の畑となっております、すべて6月17日に影山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号4、5番

《議案参照。読み上げ》

## 事務局

こちらは、所有者から農地中間管理機構、農地中間管理機構から耕作者への権利の設定を一括でおこなうものとなっております。

本案件も、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙5》の調書を御覧ください。

次に、《議案第3号 別紙6および7》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、契約期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年となっております。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。また、申請地においては、花卉を行う予定となっております。

現地調査につきましては、5月19日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番2番3番について、影山委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

推進委員影山です。

現地を見に行きまして、すでに耕耘されきれいに整理されておりました。露地野菜で色々聞いたところによるとタマネギを中心に栽培をしていきたいということです。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4番5番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号2番 川鍋です。

5月19日 事務局2名と現地調査を行いました。

地番は さんが借りるという前に調査をしましたので、借りることは後日事務局より連絡を受けております。

こちらの畑は岩蔵大橋を上がったところですが、長年耕作をされていなかったと記憶しております。持ち主が畑のところどころで野菜を作っていたようです。現状は、地主さんがそのまま畑を残している所もありますけれども草が茂っているのが大半です。こちらがまた畑として復活できるということで さん新規就農の方だとは思いますが、さんも新たな土地を得て農業に従事するということで、農業としてはいい方向に行くと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」5件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第4号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条1項の規定による事業計画の認定についての決定について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第4号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

本議案につきましては、青梅市が、貸人および借人から、生産緑地の貸借に係る「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」にもとづく事業計画認定の申出を受け、各案件について、青梅市長より青梅市農業委員会へ計画審査が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

### 《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第4号 別紙1》の調書および1枚おめくりいただいて、《議案第4号 別紙2》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、別紙1の第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。本人との面談および別紙2の申請書に基づいて判断しております。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、申請地で育苗ハウスをしていく計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。

以上のとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満た

すため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

## 事務局

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第4号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

現地調査でございますが、5月19日に川鍋委員さんで行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

次に、整理番号2番について御説明いたします。

《議案参照。読み上げ》

本案件につきましても、事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断についても《議案第4号 別紙1》の調書および《議案第4号 別紙4》の申請書を御覧ください。

本案件につきましても、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。

各要件につきましては、整理番号1番と同様のものとなるため省略させていただきますが、《議案第4号別紙4》の内容からみて、本案件につきましても同様に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

《議案第4号 別紙5》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

なお、 さんにつきましては、現地で露地野菜を栽培予定とのことでした。

現地調査でございますが、5月23日に森田委員さんで行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号2番 川鍋です。

整理番号1番について説明します。

5月19日 事務局2名と申請人夫妻と現地調査を行いました。

育苗ハウスを建て、そこで苗を作るということでした。現状この土地が2筆除草シートにおおわれていて、2筆の一部を借りるということで、何で全部ではないのかなという疑問がありますが、そこに育苗ハウスを建てて苗を作っていくたいということでした。全然使われていないより使ってもらった方が畑としていいと思うのですが、その畑が1年以上でしょうか、除草シートが貼ってある状態です。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2番について、森田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

整理番号6番 森田です。

整理番号2番について説明します。

5月23日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

畑は3カ所に分かれていまして、地番は2段の畑になっています。現状はトラクターで耕耘されていて、これから緑肥を蒔いてハクサイ、カブ、コマツナ等を作付けするそうです。3枚の畑なのですが さんの畑はしばらく耕作はされてなく、ただトラクターで耕耘している状態でした。

地番は一団の畑で、トウモロコシ、キュウリ、ピーマン、ナス、ミニトマト、ズッキーニの作付けの予定です。一部は地主の了解のもと作付けがしてありまして、畑の真ん中に大きな梅の木が3本残っているのですが、それは地主の方が梅をもぐのを楽しみにしているようで残しているそうです。

地番は一団の畑になります。ここにはニンジン、ダイコン、ズッキーニ、インゲンの作付けの予定でここもトラクターをかけてあり、きれいに耕作してありました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条1項の規定による事業計画の認定についての決定について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第5号「青梅市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第5号「青梅市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」御説明申し上げます。

本案件につきましては、青梅市農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備計画に関する法律施行規則第3条の2の規定にもとづき、別紙1の通り市長より意見を求められましたので、提案させていただきます。本案件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定にもとづき、青梅市農業振興地域整備計画を変更するものです。



## 事務局

それでは変更の内容について御説明いたします。別紙2「変更申出書」をご覧ください。

変更の理由としましては、現在飯能市の賃貸住宅に住んでいる さんの長女が分家住宅を建築するためとなっております。

こちらの土地の選定の経緯ですが、 さんの長女は土地を所有しておらず、両親が所有する宅地部分については、既に賃貸住宅が建築されており、借家人がいるため、建築はできません。

母屋のある宅地においては、敷地内北側が傾斜地となっており、南側にはスペースが取れないため建築ができないとのことです。

両親が所有している農地の中で、接道要件を満たしている筆が4筆ありますが、該当地の2筆以外は細長い形状で宅地としては成り立たため、今回の土地に建築をすることとなりました。

また、転用の必要性についてですが、子育てと仕事の両立をしつつ、高齢となった両親の面倒や農作業の手伝いも行えるためです。

以上の内容を記載した、事前協議書を別紙3のとおり東京都へ送付しており、東京都からもやむを得ないとの回答を得られております。

続いて、別紙4が公図となります。オレンジ色の部分が今回の該当地で、緑色の部分が農振農用地となっております。

次に別紙5が該当地の青梅市内における位置図となっております。

続いて、別紙6が土地利用計画図となっており、事務局および東京都による現地調査において、計画面積については適当であると判断いたしました。

以上について、今回の申請で農用地の一部を転用することになりますが、分家住宅の建築に伴い、飯能市に住んでいる長女が青梅市に戻ってくことで、将来的にはこの周辺の農用地の保全にもつながると考えられるため、事務局としては、今回の変更はやむを得ないものとして、当委員会からの意見としましては別紙7のとおり、「支障ありません。」という意見を付す形で、事務局案をご提示しております。

また、過去の事例の参考としまして、成木台病院の搬入路として、農用地を除外

した際の当時の農業委員会の意見を添付しております。

#### 事務局

なお、当委員会を経た後、後日予定される青梅市農業振興地域整備促進協議会に付議される予定です。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

#### 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

#### 委員

推進委員 高山です。

5月17日 事務局2名と現地調査を行いました。

所在地は都道と北側に700幅の赤道がありまして、裏の母屋に向かう赤道が東側にあります。現在は茶畑となっております。住宅周辺の影響はないと思われそうです。農ある暮らしを目指していただければありがたいなと思います。よろしくご審議をお願いします。

#### 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

#### 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

#### 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

## 議長

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、5件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、17件で2から4ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

## 議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

## 議長

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時25分から開会いたします。